

国民体育大会選手派遣費等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 山梨県知事（以下「知事」という。）は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）の趣旨に則り、本県のスポーツの普及と振興に寄与するため、国民体育大会（プロック大会を含む。以下同じ。）に参加する選手及び監督（以下「選手等」という。）の派遣に必要な経費の一部に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象経費)

第2条 知事は、選手等が国民体育大会に参加するために必要な経費のうち、補助金の交付対象として知事が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、選手等の所属する各競技団体（以下「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助対象経費の具体的な交付基準等については、別に定める国民体育大会選手派遣費等補助金交付要領によるものとする。

(申請手続)

第3条 この補助金の交付を受けようとする補助事業者は、補助金交付申請書（第1号様式）を、国民体育大会の1ヶ月前までに知事に提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第4条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、これを審査のうえ交付決定を行ない、補助事業者に補助金交付決定通知書（第2号様式）を送付するものとする。

(申請内容の変更の承認)

第5条 補助事業者は、交付申請の内容を変更するときは、補助金変更交付申請書（第3号様式）により、知事の承認を受けなければならない。

ただし、次に定めるような軽微な内容の変更については、この限りではない。

(1) 選手等の派遣期間内における宿泊日数の短縮。

(2) 国民体育大会参加申込書記載の人数（エントリー数）内の参加人数の減
(補助金交付の方法)

第6条 知事は、必要があると認めた場合には、補助事業者に対し、概算払いにより交付することができる。

2 補助事業者は、前項の規定により概算払いを受けようとするときは、概算払請求書（第4号様式）を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第7条 補助事業者は、事業終了後1ヶ月以内に、国民体育大会の成績概要等を記載した書類を添えた実績報告書（第5号様式）を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第8条 知事は、前条の報告を受けた場合は、報告書の書類審査及び必要に応じて現地調査等を行ない、当該報告が補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し補助事業者に通知（第6号様式）するものとする。

(交付決定の取消し等)

第9条 知事は、次の各号に掲げる場合には、第4条の交付決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

- (1) 補助事業者がこの要綱に違反した場合
- (2) 補助事業者が補助金を補助対象経費以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が補助金の受領に関して不正な行為をした場合

(書類の保管)

第10条 補助金に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

(雑則)

第11条 書類等の様式について、この要綱に定める様式により難い事情が生じた場合は、知事と補助事業者の協議により別途定める様式を用いるものとする。

附 則

この要綱は平成26年4月1日から適用する。

この要綱は平成27年4月1日から適用する。

この要綱は令和2年4月1日から適用する。

第1号様式（第3条関係）	交付申請書
第2号様式（第4条関係）	交付決定通知書
第3号様式（第5条関係）	補助金変更交付申請書
第4号様式（第6条関係）	概算払請求書
第5号様式（第7条関係）	実績報告書
第6号様式（第8条関係）	額の確定（通知）